

## 原発比率を 20～22%とする長期エネルギー需給見通し案について、強く反対し、同案の撤回を求める意見

- 1 経済産業省の有識者会合である「長期エネルギー需給見通し小委員会」は、本年 6 月 1 日、2030 年に必要な電力の 20～22%を原発で賄うとする報告書案を了承した。自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発推進政策からの撤退を求める立場から、本報告書案に強く反対し、同案の撤回を求めるとともに、政府の原発推進政策に強く反対する。
- 2 2012 年に原子炉等規制法が改正されて原発の運転期間は原則 40 年と定められている。日本国内には 48 基の原発があるが、2030 年 1 月の時点で運転開始から 40 年以下になるのは 20 基である。その総発電量はおよそ 1200 億キロワット時であり、電源構成の 20%に及ばない。原発比率を 20%とすると 1860 億キロワットの発電量が求められる。そうすると、原発の発電量を増やす方法は原子炉等規制法の特例である 20 年間の運転延長を目指すか、新たな原発を増やすことに帰着する。

政府は、2014 年 4 月にエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の安全性よりも、低コスト・安定供給性、温室効果ガス削減効果などを強調するとともに、新たな安全神話ともいえる「世界一厳しい」と称する新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決めた。今回の長期エネルギー需給見通し案もこの政府の原発推進政策と軌を一にするものである。

しかし、40 年超の老朽原発の延長運転は安全性確保に重大な問題があり、また、原発の新增設は露骨な原発推進政策であり、絶対に容認できない。
- 3 2014 年 5 月 21 日の福井地方裁判所による大飯原発運転差止判決では、関西電力が「原発は二酸化炭素の排出を削減し環境面で優れている」と主張したのに対し、「深刻事故が起きた場合の汚染はすさまじく、環境問題を原発の運転継続の根拠とするのは筋違い」と断じている。

2011 年 3 月 11 日の福島第一原発事故から 4 年が経過したが、今でも多くの人々が避難を余儀なくされ、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償はいまだ実現されておらず、また、事故収束の目途すらも立っていない。

上記福井地方裁判所の判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。

政府の原発推進政策に基づき 20%を超える原発比率を策定する長期エネルギー需給見通し案は、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民の意見を無視するばかりか、国民生活の安全をないがしろにするものである。原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であるといわざるを得ない。

2013 年 9 月以来現在まで日本の原発は 1 基も稼働していないが、原発が稼働しないことによる重大な問題が生じたことはない。2030 年の電源構成は原発ゼロを前提とすべきである。

以上の観点から、自由法曹団は、長期エネルギー需給見通し案に反対し、撤回を求める。

2015 年 6 月 24 日

自由法曹団 団長 荒井新二